

平成 2 1 年 7 月

城南衛生管理組合議会臨時会

会 議 録

平成21年7月15日  
午後2時開議

1 出席議員

田 辺 勇 気	議 員
橋 本 宗 之	議 員
菱 田 明 儀	議 員
山 本 邦 夫	議 員
上 林 昌 三	議 員
原 田 周 一	議 員
岩 田 剛	議 員
森 田 泰 雄	議 員
大 西 吉 文	議 員
園 崎 弘 道	議 員
寺 地 永	議 員
若 山 憲 子	議 員
北 村 政 雄	議 員
樋 口 房 次	議 員
青 野 仁 志	議 員
川 原 一 行	議 員
関 谷 智 子	議 員
高 橋 尚 男	議 員
田 中 美 貴 子	議 員
西 川 博 司	議 員
藤 田 稔	議 員
向 野 憲 一	議 員

2 説明のため出席した者

久 保 田 勇	管 理 者
栗 栖 俊 次	城 陽 市 副 市 長
明 田 功	副 管 理 者
坂 本 信 夫	副 管 理 者
坊 嘉 宏	宇 治 田 原 町 副 町 長
中 谷 浩 三	井 手 町 副 町 長
吉 村 弘	専 任 副 管 理 者
稲 石 義 一	事 業 部 長

浅田清晴	施設部長
桑野信一	理事
村主安男	理事
革島昇治	会計管理者
長村優	広報情報課長
伊庭利夫	業務課長
杉崎雅俊	施設課長
平田敏博	クリーンピア沢所長
福井均	クリーン21長谷山所長
福西博	折居清掃工場長
橋本茂	エコ・ポート長谷山所長
大田博之	奥山リユースセンター所長
西山正和	グリーンヒル三郷山所長

### 3 職務のため議場に出席した職員

宇野敏彦	議会事務局長
橋本哲也	企画財政課係長

### 4 議事日程

日程第1	諸報告について
日程第2	会議録署名議員の指名について
日程第3	会期の決定について
日程第4	議案第7号 城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例及び城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第5	議案第8号 城南衛生管理組合職員旅費条例の一部を改正する条例を制定するについて

### 5 会議に付議した事件

日程第1～日程第5

午後1時57分 開会

○高橋尚男議長 2時には少し早いですが、お昼からの会議ということで、始めさせていただきます。ごくろうさまでございます。

会議前の連絡事項について、ご報告を申し上げます。橋本副管理者、奥田副管理者並びに汐見副管理者から、欠席の届出があり、栗栖副市長、坊副町長、中谷副町長にそれぞれ出席を頂いておりますので、ご報告を申し上げてお

きます。

- 高橋尚男議長 ただ今の出席議員は、22人であります。既に定足数に達しておりますので、7月臨時会は成立をいたしました。これより平成21年7月、城南衛生管理組合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告について

- 高橋尚男議長 日程第1、諸報告を行ないます。城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、地方自治法第235条の2第1項、同条第3項の規定による例月出納検査結果1件につきましては、写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

日程第2 会議録署名議員の指名について

- 高橋尚男議長 次に日程第2、会議録署名議員の指名をおこないます。会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により議長において、橋本宗之議員、若山憲子議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

- 高橋尚男議長 次に日程第3、会期の決定について議題といたします。

- 高橋尚男議長 おはかりいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間と致したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

- 高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日の1日間と決定いたしました。

日程第4 議案第7号 城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例及び城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

- 高橋尚男議長 次に日程第4、議案第7号、城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例及び城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 久保田管理者。

○久保田 勇管理者（登壇） 本日ここに平成21年7月城南衛生管理組合議会臨時会を招集いたしましたところ、大変暑さの厳しい中、議員の皆様方に御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

ただいま議題となりました議案第7号、城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例及び城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成21年9月1日から、一週間の勤務時間を40時間から38時間45分に短縮をすること、及び休息時間を廃止することに伴いまして、お手元の議案資料のとおり、関係条例につきまして所要の整備を行うものでございます。職員の勤務時間等につきましては、職員組合との協議を重ねて参りましたが、この程、国に準じて実施することで協議が整いましたことを受けまして、提案をさせていただくものでございます。

よろしく御審議をいただき、御可決を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○高橋尚男議長 これより質疑に入ります。山本議員。

○山本邦夫議員 何点かお聞きしたいと思いますけども、先ずこの中にあります中味の点について云えば、休息の考え方というか、先程説明にもありましたけれども、休息時間を15分ほどを廃止するという、それ自体は例えば資料にもありますように改正後の表で見れば、8時30分から12時とか、13時から17時15分の勤務の時間で、その中には休息時間が基本的には組み込まれていない。当然、トイレとかそういった生理的なものについては当然認められていることになるのでしょうけれども、そもそも労働安全衛生上の考え方から云うと、厳密に云えば休息時間というのはある一定の労働に対して、そのところは付与されるべき、そういうふうにされていくべきではないかなというふうには思っています。そのあたりの実態と組合としての考え方について先ずお聞かせいただきたいなと思います。それからそもそもこの中身について云えば、提案説明にもありましたように国に準じてということで、国が4月1日の実施だったと思いますし、八幡も3月議会でこれを条例改正をして4月から実施をしている。何処も多くの所はこういう形でやられていると思うのですが、この時期の提案になったのはどうしてなのかなということと、それから労働組合との関係で協議、話し合いの状況、それと労使合意は得られているのかどうか、それから合意をされているのであれば、

妥結というか、相互に理解をしてもらった日にちが何時ごろなのか、又、そうでないなら協議の経過を教えてくださいと思います。それからこれは理事者に聞くというよりも、議会の内部の処理の問題にもなるのですが、例えば前の議会の時に委員会を改組して、常任委員会を2つにして機能を果たしていくということで条例改正をした訳で、その直後にこういう形で本会議で即決という、未だ即決かどうかというのは、付託するということを知っていれば良いのですが、敢えて先程日程のところ、会期、今日までと、今日1日ということで異議は云わなかったのですが、本来でいえばやっぱりそういう委員会に、先日、この間も条例改正で常任委員会の機能を果たしていくという流れからすれば、常任委員会に付与するべきものだろうと思うし、基本的には条例改正についてはそういう時間的な余裕、各構成市町との調整があると思いますけれども、そういうものが、委員会付託が可能であるような日程の中で考えていくべきじゃないかなと思っています。それはどなたに答えていただくのか分かりませんが、ちょっとそれは理事者から、考えだけちょっと、その辺はどういうふうに考えているかということを知らせていただいて、その上で色んな課題等あれば議長さんなり、議運のところでも処理していただければ良いのかなとは思っていますが、以上三点お聞きします。

○高橋尚男議長 桑野理事

○桑野信一理事（登壇） 私の方からは、山本議員の二点目の質問でございます実施時期の問題と労働組合との関係について、お答えをいたします。一つは労働組合との関係なのですが、労働組合とはこの間、この時間短縮の問題だけでは無しに、宿泊を伴わない旅費日当の廃止、今回提案をさせていただいておりますけれども、この件と、有給休暇規則の一部改正それから、当組合に保養専免というのが年間5日間ありますけれどもその廃止、それぞれについて協議を行なって参った訳です。ところが残念なことに3月段階で未だそれらの点について協議が整わなかったということで、4月に実施の提案に至りませんでした。なお、新年度に入りまして継続して協議を進めて参りまして、去る5月の21日、最終的にこれらの案件について労働組合との合意に達しましたので、今回、労働時間の短縮の問題、それから旅費日当の廃止について今回、議会に条例を提案させていただいたというのが経過でございます。

○高橋尚男議長 稲石事業部長

○稲石義一事業部長（登壇） 1問目の休息時間の定義についてお答えを申し上げます。この休息時間につきましては法的な規定はございませんで、民間事業所では殆んど普及していない実態がございます。このため人事院では、平成18年3月3日付けで休息時間を廃止し、休憩時間に1本化するという人事院規則の改正が行なわれたところでございます。これを受けまして自治省の方から都道府県知事、又、政令指定都市の市長宛に休息時間を廃止する代わりに休憩時間を1時間とし、併せて1週の勤務時間を40時間とする通知がなされまして、国家公務員につきましては平成18年7月1日から実施をされているところでございます。本組合におきましても、休息時間の15分と休憩時間の45分を連続して取得していた実態がございましたが、平成19年4月1日から改めまして、又、交替制勤務の職場がございましたので、人事院の中では、この交替制勤務職員等については、なお当分の間、従前の例によって休息時間を設けるということになっておりまして、当組合にもそういった交替制勤務が存在したところでございまして、休息時間は廃止をせずに今日に至っているところでございます。ただこのことにつきましては、本年4月から工場運転の民間委託に伴いまして折居清掃工場、又、クリーン21長谷山での交替制勤務がなくなりましたこと、並びに先程桑野理事が答えました職員組合との協議が整ったことによりまして、今般の勤務時間及び休憩時間等の変更を機に休息時間も廃止致すものでございます。なお、議員からお尋ねがございました、トイレの休みとか、タバコ休憩そういったものにつきましては、適宜、実態として取らせておりますので、支障は無いものと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

○高橋尚男議長 稲石事業部長

○稲石義一事業部長（登壇） 3問目の、今回の条例改正に伴います常任委員会への付託の件でございますが、これにつきましては2月の全員協議会の場で論議がなされまして、本会議一発で条例改正等の採決を行なうか、付託を行なうかというところにつきましてご議論をしていただいたところでございます。その折も様々な意見を頂戴した訳でございますが、3市3町の議員さんからはなおります議会構成からいたしますと、現実的に付託というのは中々難しいのではないかと、ただ、規則の上では付託が出来ますので、その都度案件を議会運営委員会に諮りまして、その方向付けをしていただくということ

になったというふうに記憶をしているところでございます。今般の勤務時間等に係る条例改正等につきましては、従前どおり本会議一発での審議ということが決せられましたところでございますので、ご理解を願いたいと存じます。

○高橋尚男議長 山本議員

○山本邦夫議員 先ず休息の考え方のところで、人事院の規定等流れとかについては概ね了解をしましたが、僕が言いたいのは、トイレとかのことについては理解するのですが、タバコについてはちょっと違う考え方を持っています、1回聞かせてもらおうと思ったのは、タバコの問題ではね、処理をどうするかということで、衛管としては直接市民から目が触れる訳じゃないですけど、例えば私の八幡とかで言えば、市役所の窓口業務なんかで言えば、かなりシビアな見方が、これをどう扱うかというシビアなところがあるので。例えば今まで労使慣行の中で、先程もあったように本来、午前午後で振り分けられる休息时间なんかがお昼にドッキングして、実質1時間の休みということになっていたりして、でも本来タバコの問題で、当時は職場、自分の座っている所で吸っていても良かった時代から分煙になり、今は、衛管は建物の中は禁煙ですよ、その扉の外やったかな、で、例えばそういうふうになってくると、トイレとはまた別の次元でして、八幡の市役所でも建物の外で、そうすると自分のしている職務、そこから離れなくてはいけないというふうになってきて、それは市民の方から見れば、職員が市役所の外でタバコを吸っているという話で、色んな大分批判として出てくるということがあって、本来で言えば僕自身は休息というのは、一定1時間、2時間働いてその中で5分なり、10分なりというそういう労働というのはそういうもので、休息というのはそこで当然給与を保障された状態の中で行なわれるべきものだと思うのです、ところがタバコの問題というのは、そういうのと別の次元で切り離されて議論されているというか、タバコを例えば吸うのに何処かに行ってしまう場合には、市民の目から見た時に、それはもう仕事をしていないということになってしまうのでね、その辺りのことは僕、これ以上あまり言うつもりも無いですけど、本来ならそういう休息时间という中で職員が、タバコというのは嗜好の問題ですから、僕自身は全然吸わないので無しでも良いやんというのがありますけれども、人間一人一人そういう訳にはいかないでしょうし、そういったものをきちんとタバコを吸う時間、吸いたければ吸う時間というのは、それはそれであっても良いと思うし、そ



ういうものというのは本来、休息时间ということで考え方としては、これは整理がされてこれたのですけれど、それはもう今後、労働時間短縮という名前の中でその部分は3時間、4時間の中に休息时间として認めない、認めないというか、そこは保障されていない部分になる訳で、そうなってくると、市民との関係で云えば、本来その時間は仕事をしている時間なのですよという、物凄く矛盾した議論が出てくると思うのですね。そのところは、僕は敢えてその中味に反対する積もりも無いですけど、労働時間短縮というのは本来もっと本筋のところやるべき話であって、休息時間を削ることで労働時間短縮というのは僕は話がそもそも違うだろうなど、休息时间というのは一定の時間に対してやっぱり、5分なり、10分なり付与されるべき、それが労働安全衛生の基本的な考え方だし、なんとなくそのところが非常に矛盾した対応になってくるかなというふうに、私自身はそういう感想を持っています。これについては、再度答弁は難しいかもしれませんが、私の意見として聞いていただければ、それはそれで良いかなと思います。それからこの時期の提案になった理由ということと言いますと、他の件についても合意、ちょっと年度を越しての協議になったということだと思いますので、それはそれで理解をしますが、例えば5月の21日に合意に達したと、この臨時会が6月に行なわれていますよね、例えばそのところに提案がされていれば、例えば会期を今日とか、7月のところまで日程を設定して、その間に委員会付託することというのは出来たのでね、三点目の質問にしても、2月の全員協議会で付託をしないで全体の場で決めるんだというふうに、そんなことは確認していませんよ決して、難しいという事情はわかるけど、その委員会の付託というのはそれを基本なら、そのところは努力をしようということ、確認をしていると思いますけど、その点では、そんなら別に委員会付託しなくてもいいんだというふうに確認しているから、今回こういうふうな提案になったということでは、それはちょっと、2月にそんな全員協議会でそこまで決めたんかというふうになるのですね、やれる条件のある時にはやる。今回ので云えば、5月21日に合意が、或いは6月の時に、臨時会の時に提案をされて、その時にはメンバーが変わっている訳ですから、委員会も二つの常任委員会作って設置している訳ですから、そこに付託をして、今日を向かえるということも可能だった訳ですよ。何故、そういうふうなことは努力されなかったのか、その点がちょっと議会の対応でもあって、理事者の側も今後の認識で、僕は基本的には今後、条例については委員会付託すべきやということは、この間の常任委員会の改組の時の議論の流れの中で僕そう思っていましたのでね。こういうことを繰り返されるなら、永遠に

このことは毎回毎回、条例提案のたんびに言わなくちゃいけないというふうに思っていますので、それでもなお、直す気がないんだったら、議会の方が委員会付託決めれば良い訳ですから、そのところはどういうふうに、もうちょっと緊張感持ってやってもいいのかなと思いますけど、常任委員会が改組された初っ端の条例提案なんで、ここできちんとやっておかないと今後にも影響すると思っているので、その辺のことについては技術的には可能だったでしょ、5月21日の合意で、そもそもやる気が、そういうことを委員会付託出来る条件、そのところで理事者が努力をしていれば、委員会付託出来たのに、あなた達が努力しないから委員会審議というのが、今の日程の枠の中で出来なかった訳でしょ。それについては今後の反省も含めてちょっと聞かせていただきたいなと思います。

○高橋尚男議長 稲石事業部長

○稲石義一事業部長（登壇） 再度の議会の付託の件に関しましてお答えを申し上げます。6月1日の日に、臨時会を開催致しまして、役選等を行なっていたところでございます。その日程調整につきましては3市3町の臨時議会との日程等がございまして、その前に6月1日の議事日程をどのようにするかということが、非常に難しく、又職員組合とは5月21日に妥結をした訳でございますけども、6月1日の臨時会の議題として今回の条例改正の議案を盛り込むのは非常に困難であったということでございます。もう一つ、先程申しました2月の全員協議会での経過でございますが、様々な意見がございましたということを申し上げました。付託をしていけば良いじゃないかというような意見もございましたし、物理的にそれは非常に難しいのではないかと、ただ、規則上付託することにはなっておりますので、その案件、案件によりまして議会の方で決定されるべきものというふうに判断をいたしております。今回の動きにつきましては、6月1日の件は除きますと、本日に臨時会を開催して条例改正ということでございますので、1週間前の議運におきまして、付託するかどうかという部分につきましては、正に議会の方で判断されるべき問題であろうと思っております。ただ、3市3町の議会日程からして、当日提案し、委員会付託して、どこで採決するかという日程的な部分は、全員協議会の時にも意見がございましたし、事務局といたしましても、現実的にはかなり困難であろうかとそういうふうに考えたところがございますので、ご理解願いたいと思います。

○高橋尚男議長 山本議員

○山本邦夫議員 基本的には議会の問題なんで、あんまりここで誠意が伝わらない答弁を重ねられたら、どうなるか分からないということは覚えておいてくださいよ。だって会期の問題だって、会期を延長すれば良い訳だし、委員会付託を省略してという手続きだって簡易採決の問題でねやっている訳で、それを一つ一つ厳密にやっていけば、色んな展開というのがあると思いますからね、その難しいからご理解願いますというのは、それはじゃ、会期延長で付託したら、我々議会で決めた日程でやらなくちゃいけないのだから、我々が理解する訳じゃなくて、あなた達が努力すべき課題なんですよそれは、本末転倒しているのですよ。今後、条例改正に当たって可能な限り委員会付託が出来るような、そういう条件整備するように努力、約束出来ませんか。

○高橋尚男議長 吉村専任副管理者

○吉村 弘専任副管理者（登壇） 条例等の議案の提案ですが、関連します委員会の付託でございますけれども、2月の議論では、そういう意見もありましたけれども、今、議員おっしゃるような意見もございましたけれども、一方では議運と、それからその1時間後に開催をいたします総務常任委員会ですね、これを簡素にしようという、そういう議論もあったと確かに承知をしとるのですけれども、その中で勿論、市町の議会の日程も調整いたしまして、今回は誠に申し訳ないですけれども、今日のような日程になったということをご理解いただきたいなというふうに思っております。出来るだけ私どもの方は、先生方に極力議案の内容を十分説明をさせていただくようなことで一生懸命やっておりますけれども、今日も議案の中味で資料をそれぞれ付けさせてもらっておりますので、そういうことで了承をいただきたいなというふうに思っております。今後よくその辺は議長さんとも相談をいたしたいと考えております。

○高橋尚男議長 他に質疑はございませんか。

（「なし」という声あり。）

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより討論に入ります。

○高橋尚男議長 討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて討論を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより議案第7号を採決いたします。第7号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○高橋尚男議長 起立全員であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号 城南衛生管理組合職員旅費条例の一部を改正する条例を制定するについて

○高橋尚男議長 次に日程第5、議案第8号、城南衛生管理組合職員旅費条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久保田管理者。

○久保田 勇管理者(登壇) ただいま議題となりました議案第8号、城南衛生管理組合職員旅費条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、出張に伴う日当につきまして、平成21年9月1日から、お手元の議案資料のとおり、現行の距離及び区域による支給基準を見直し、日帰り出張の日当支給を廃止することといたしますため、これに伴います所要の改正を行うものでございます。この程、本案に関しまして職員組合との協議が整いましたことを受けまして、提案をいたすものでございます。

よろしく御審議をいただき、御可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○高橋尚男議長 これより質疑に入ります。

○高橋尚男議長 質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより討論に入ります。

○高橋尚男議長 討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて討論を終結いたします。

○高橋尚男議長 これより議案第8号を採決いたします。第8号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○高橋尚男議長 起立全員であります。

よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

○高橋尚男議長 以上をもちまして、今期臨時会に付議された事件は全て議了いたします。

これをもちまして、平成21年7月、城南衛生管理組合議会臨時会を閉会いたします。

尚、閉会にあたりまして管理者からご挨拶がございますので、暫くお待ち下さい。久保田管理者。

○久保田 勇管理者(登壇) 平成21年7月城南衛生管理組合議会臨時会を閉会するにあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただ今は、議案第7号及び議案第8号につきまして、御可決を賜り、誠にありがとうございました。改正いたしました条例につきましては、適切に執行をいたしますとともに、今後とも行財政改革の歩みを止めることなく、住民感覚に即した組合運営に一層努めて参りたいと存じておりますので、さらなる御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

いよいよ暑さも一段と増してくることと存じます。議員の方々もそれぞれ何かと御多忙になろうかと思えます。各位におかれましては、御健康に十分御留意をされまして、ますます御活躍を賜りますようお祈り申し上げまして、閉会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○高橋尚男議長 皆様ご苦勞様でございました。以上でございます。

2時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 高橋 尚男

副議長 大西 吉文

議 員 橋本 宗之

議 員 若山 憲子

## 参 考 資 料

(1) 議決議案書

議案第7号

城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例及び城南衛生管理組合  
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例及び城南衛生管理組  
合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものと  
する。

平成21年7月15日提出

城南衛生管理組合  
管理者 久保田 勇

城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例及び城南衛生  
管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

（城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する  
条例の一部改正）

第1条 城南衛生管理組合職員の勤務時間及び休日に関する条例（昭和37年  
城南衛生管理組合条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第2項中  
「16時間から32時間」を「15時間30分から31時間」に改め、同条  
第4項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては1時間  
の休憩時間を所定の勤務時間の途中に置かなければならない。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

（城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（昭和37年城南衛生管理  
組合条例第14号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

附 則

この条例は、平成21年9月1日から施行する。



提案理由

国に準じて組合職員の勤務時間等を改定することに伴う関係条例の所要の整備を行うため、本案を提案するものであります。

議案第8号

城南衛生管理組合職員旅費条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員旅費条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成21年7月15日提出

城南衛生管理組合  
管理者 久保田 勇

城南衛生管理組合職員旅費条例の一部を改正する条例（案）  
城南衛生管理組合職員旅費条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第3号）  
の一部を次のように改正する。

第10条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

別表中「

日当 1日につき	
鉄道100キロ メートル以上	鉄道100キロ メートル未満
水路50キロ メートル以上	水路50キロ メートル未満
陸路25キロ メートル以上	陸路25キロ メートル未満
3,000円	1,500円
2,400円	1,200円

を 「  
日当  
宿泊を伴う1日につき  
3,000円  
2,400円  
に改める。  
」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の城南衛生管理組合職員旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提案理由

出張に伴う日当について、距離及び区域による支給基準を見直し、日帰り出張の日当支給を廃止することに伴う所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。